

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第61号

令和2年5月1日

編集・発行 羽村市区画整理部 区画整理総務課
区画整理推進課

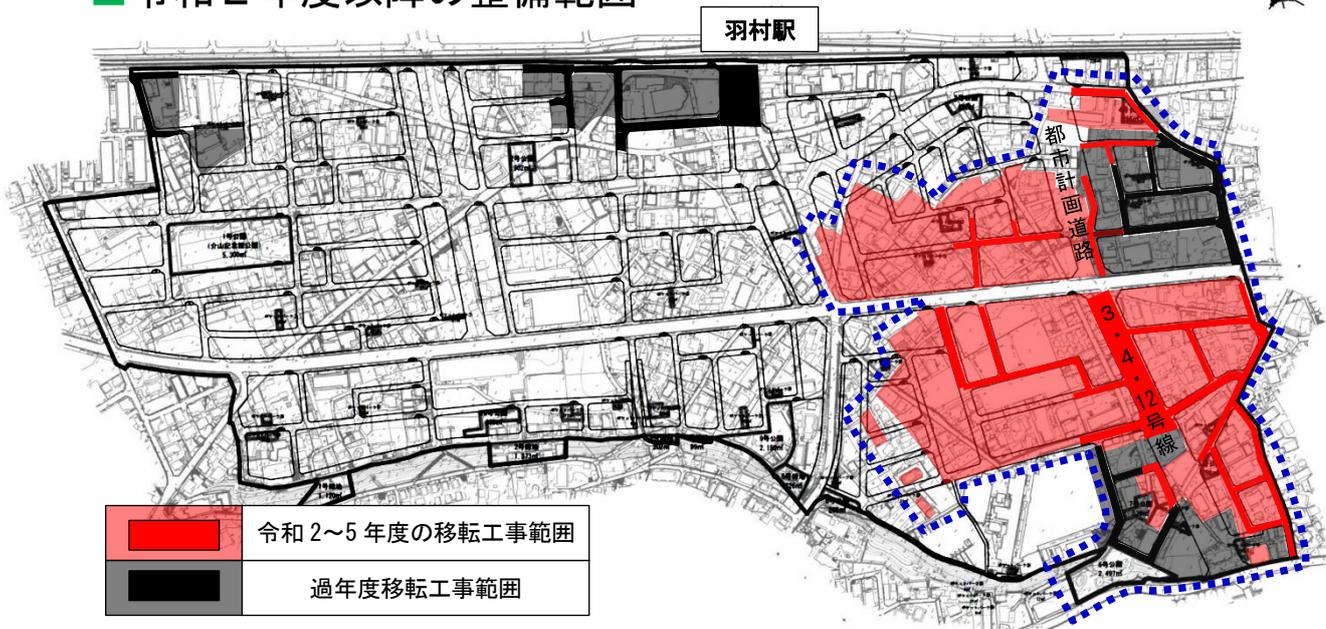
羽村駅西口土地区画整理事業は、平成27年度からハード整備に着手し、5年目をむかえた令和元年度も関係権利者をはじめ皆様のご協力により、概ね計画どおり整備を進めることができました。

引き続き、優先整備エリアである都市計画道路3・4・12号線周辺において、事業計画に基づいた令和2年度から令和5年度までの4か年の整備計画を定め、継続的に建物等の移転や区画道路の整備等を進めてまいります。

また、令和2年度以降に移転の対象となる方につきましては、事業の進捗にあわせて、市の職員が移転等の説明にお伺いしたうえで、順次、移転に向けた建物等の補償調査を進めるとともに、「集団移転※」による早期整備に向けた調整をしておりますので、今後とも、本事業について、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 羽村駅西口地区では、移転先となる換地の効率的な整備を行うため、一定の範囲の建物・工作物等を、同時に移転（取壊し）していただき、道路工事や整地工事など周辺整備にかかる期間や仮住まいの期間を短縮し、関係権利者等の負担の軽減を図りながら移転を進めています。

■ 令和2年度以降の整備範囲



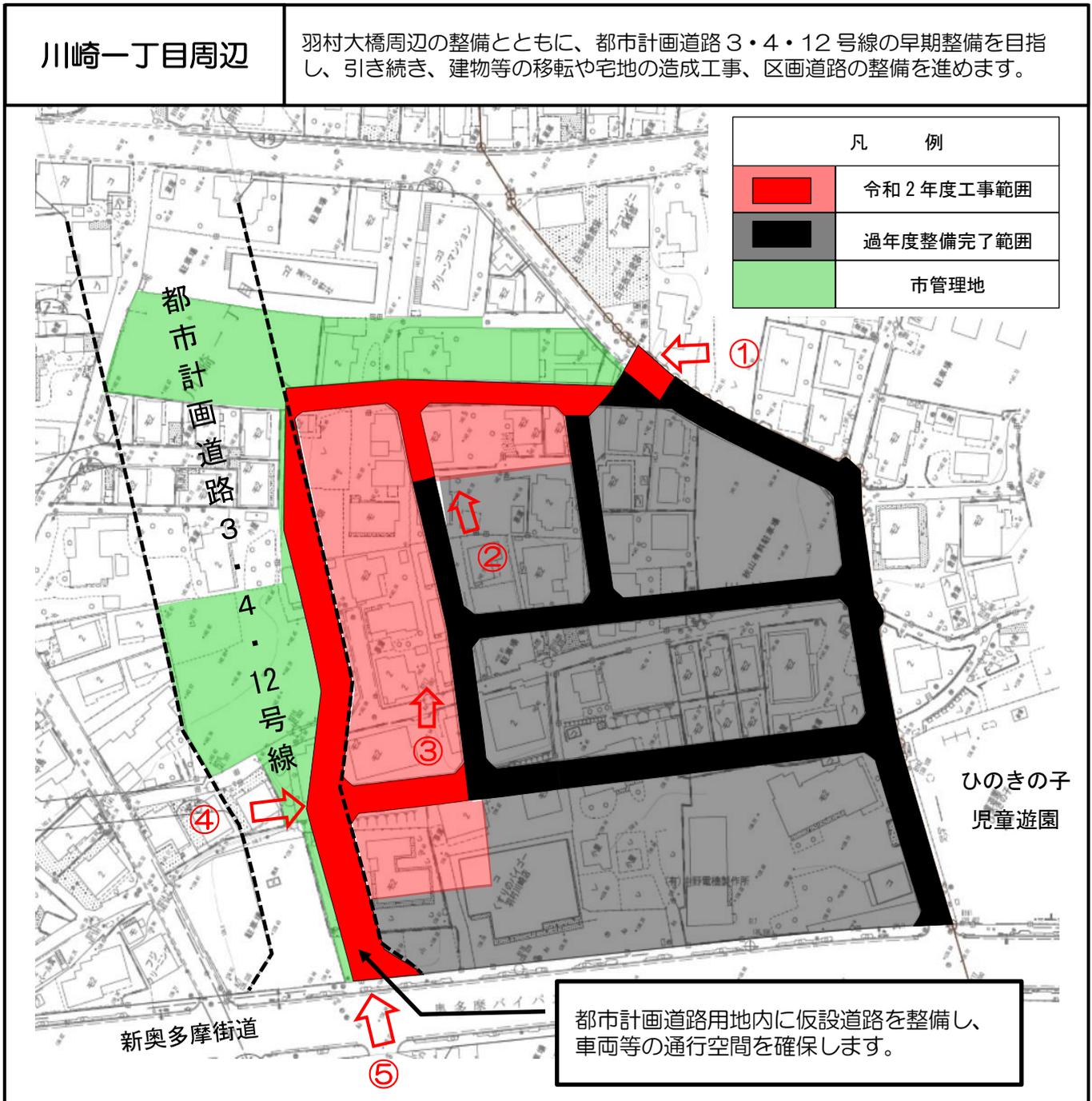
第61号の主な内容

1. 令和2年度の整備概要
2. 令和元年度の工事の進捗状況

1. 令和2年度の整備概要

令和2年度に行う「川崎一丁目周辺」及び「羽村大橋周辺」における工事概要をお知らせします。
 令和3年度以降の工事概要については、建物移転等の進捗状況を踏まえ、適宜お知らせしてまいります。

なお、移転協議の状況や埋蔵文化財調査の進捗状況により、移転や工事の実施時期を変更する場合がありますので、ご不明な点については土地区画整理事務所へお問い合わせください。



<新型コロナウイルスに対する対応>

去る4月7日に、新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」が発令されました。
 建物調査や移転協議を進める際は、マスクの着用など、感染予防対策を十分に講じた上で実施させていただくとともに、書面等によりご挨拶をさせていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(写真撮影方向 左図 ①)



(写真撮影方向 左図 ②)



(写真撮影方向 左図 ③)



(写真撮影方向 左図 ④)



(写真撮影方向 左図 ⑤)



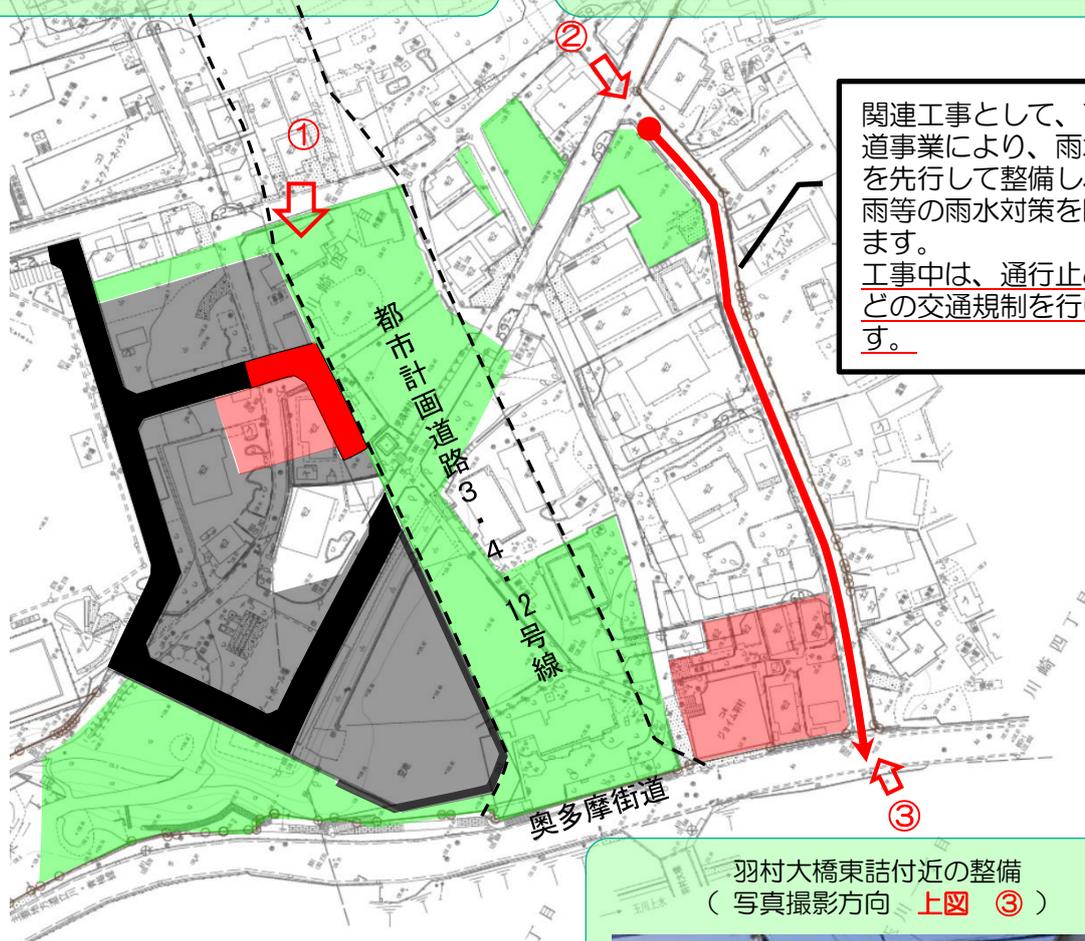
羽村大橋周辺

朝夕の渋滞の激しい羽村大橋東詰交差点の渋滞緩和と、羽村駅東口方面へと続く都市計画道路3・4・12号線の早期整備を目指し、宅地の造成や区画道路の整備、建物等の移転を進めます。

東小学校付近の整備
(写真撮影方向 下図 ①)



羽村大橋東詰付近の整備
(写真撮影方向 下図 ②)



関連工事として、下水道事業により、雨水管を先行して整備し、大雨等の雨水対策を図ります。
工事中は、通行止めなどの交通規制を行います。

凡 例	
	令和2年度工事範囲
	過年度整備完了範囲
	市管理地

羽村大橋東詰付近の整備
(写真撮影方向 上図 ③)



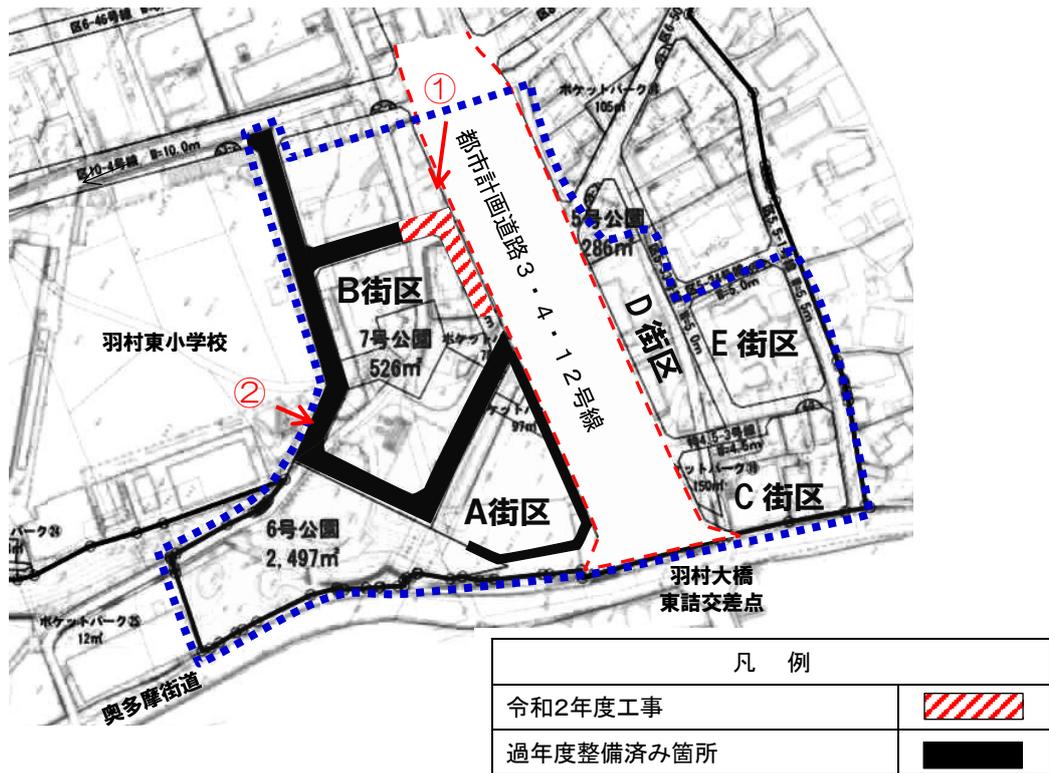
2. 令和元年度の工事の進捗状況

令和元年度における主な工事の進捗状況をお知らせします。

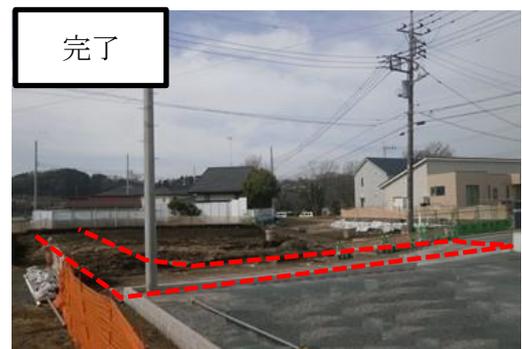
羽村大橋周辺の整備

令和元年度は、平成30年度に引き続き、B・C街区の一部における建物等の移転やB街区の埋蔵文化財調査が完了するとともに、周辺街区において、令和2年度以降の移転に向けた建物補償調査を実施しました。

なお、区画道路（赤色の斜線部分）については、埋蔵文化財調査が完了したことから、令和2年度に整備を行います。



【令和元年度 埋蔵文化財調査の状況】（上図①）



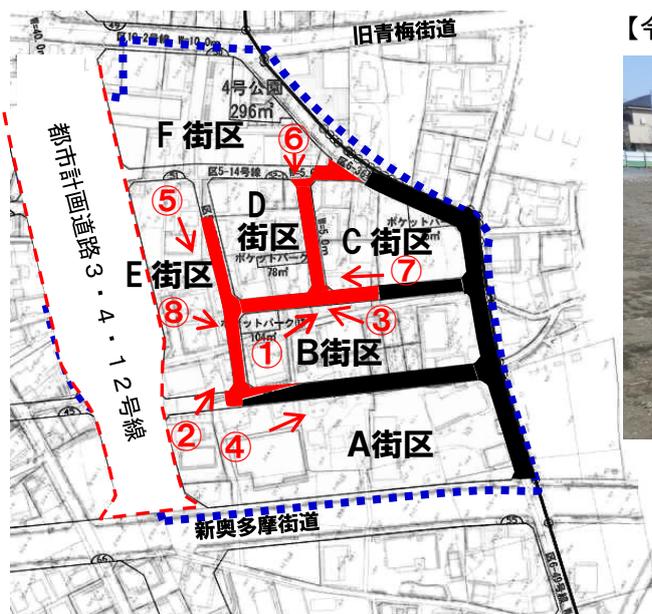
【令和元年度 宅地造成工事の状況】（上図②）



川崎一丁目エリアの整備

令和元年度は、羽村大橋周辺の整備とともに、都市計画道路3・4・12号線の早期整備を目指し、建物等の移転や宅地の造成工事、区画道路の整備を進め、B・C・D街区の一部において、宅地の整地や区画道路（赤色の着色部分）を整備しました。

なお、E・F街区周辺において、建物等の移転を進めるとともに、令和2年度の移転に向けた建物補償調査を実施しました。



【令和元年度整備前の状況】（左図①）



凡 例	
令和元年度工事	
過年度整備済み箇所	

【令和元年度の整備状況】（上図②）



【令和元年度の整備状況】

川崎一丁目周辺では、令和元年度の工事が完了し、令和2年4月から権利者の皆様による土地利用が開始され、随時、新築工事が始まりました。

(写真撮影方向 左図 ③)



(写真撮影方向 左図 ④)



(写真撮影方向 左図 ⑤)



(写真撮影方向 左図 ⑥)



(写真撮影方向 左図 ⑦)



(写真撮影方向 左図 ⑧)



しらうめ保育園周辺の整備

令和元年度は、しらうめ保育園の旧園舎跡地等を活用し、歩行者用通路（赤の矢印部分）を整備しました。

なお、しらうめ保育園は、平成29年4月の民営化に伴い、現在、運営事業者による新園舎での運営が開始されています。

【令和元年度の整備状況】（左図①）



凡 例	
令和元年度工事	↔
過年度整備済み箇所	■



土地の相続や売買等を予定している方へ

相続や売買などによって、羽村駅西口土地区画整理事業地内の土地の分筆・合筆や土地の権利に変更がある場合は、換地の変更手続等が必要となる場合があります。

事前に羽村駅西口土地区画整理事務所まで、ご相談いただくようお願いします。

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東 1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分まで

